

多可町新型コロナウイルス感染症対策本部からのお知らせ

令和3年5月10日（月）午後6時

兵庫県に緊急事態宣言が延長されたことを受け、本日対策本部にて協議・決定した内容をお知らせします。

兵庫県の緊急事態措置の延長を踏まえて、以下のとおり対応する。

期間：5月12日（水）から5月31日（月）

◆屋内・屋外公共施設の利用中止について

- 期間中は貸館業務を中止とする。
- 図書館、プラザ図書室は、ネット、電話、窓口での貸し借りのみ実施。
- 各種講座、イベント等の中止。

◆小中学校の対応について

○マスクの着用が疎かになる場面での感染防止対策の強化

- ・登下校時の会話時、昼食時、部活動等のミーティングや更衣時
- ・学習塾など習い事の行き帰り時

○教育活動【令和3年5月12日（水）～5月31日（月）】

引き続き、県外活動（修学旅行を含む）は行わない、校外から大人数を呼び込むような校内行事（授業参観等）は原則自粛などを基本に取り組むこと

○部活動【令和3年5月12日（水）～5月31日（月）】

生徒の心身の健康を維持する観点から、大会の有無に関わらず文化部を含め部活動を実施できること、今後の郡総体等の大会に安全に参加できるよう、次の点に留意し活動すること

(1) 平日（4日）

- ・十分な感染防止対策を実施した上で、校内のみ活動を実施する。
- ・練習試合、合宿等、宿泊を伴う活動は実施しない。
- ・活動時間は2時間以内とする。

(2) 土日

- ・原則休止とする。

ただし、中体連スケジュール記載大会、中央競技団体・文化関係連盟等が主催する全国大会（その予選を含む）への参加、それに伴う大会初日の3週間前からの練習は可とし、土日いずれか1日のみ、時間は3時間以内とする。

○心のケア

宣言の延長による児童生徒の心のケアへの影響が懸念されることから、相談時間を延長しているSNS悩み相談をはじめ相談窓口の積極的な活用を促すこと

◆職員の勤務体制について

○時差出勤や在宅勤務は行わず、感染防止対策を徹底したうえで通常業務を基本とする。

◆町長メッセージの発信

○防災行政無線、たかテレビ、町ホームページ・SNS、たかちょう防災ネットを活用して、緊急事態措置を受けた、不要不急の外出自粛や一層の感染防止対策の呼びかけを行う。

5月11日（火）～